

議案第 13 号

京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 3 年 2 月 25 日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

令和 2 年 4 月 1 日から実施している完全給食に伴う食事の提供について、京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料徴収条例の一部を改正する条例（令和元年京丹後市条例第 51 号）に併せて、本条例についても改正する必要があることが判明したため所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年京丹後市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項第3号中「副食の提供」を「食事の提供」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第4項第3号中「副食の提供」を「食事の提供」に改める改正は、令和2年4月1日から適用する。

京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年京丹後市条例第37号)新旧対照表

現行	改正案
<p>京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例</p> <p style="text-align: right;">平成26年10月1日 条例第37号</p> <p>目次 (略)</p> <p>第1条～第12条 (略) (利用者負担額等の受領)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用</p> <p>ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する<u>副食の提供</u></p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する<u>副食の提供</u>(アに該当す</p>	<p>京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例</p> <p style="text-align: right;">平成26年10月1日 条例第37号</p> <p>目次 (略)</p> <p>第1条～第12条 (略) (利用者負担額等の受領)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用</p> <p>ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する<u>食事の提供</u></p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する<u>食事の提供</u>(アに該当す</p>

現行	改正案
<p>るものを除く。)</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第14条～第52条 (略)</p>	<p>るものを除く。)</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第14条～第52条 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第4項第3号中「副食の提供」を「食事の提供」に改める改正は、令和2年4月1日から適用する。</u></p>